

災害時における建設機械等の提供
及びその運転士の派遣に関する協定



吉野川市

松村重機建設株式会社



災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定

吉野川市（以下「甲」という。）と松村重機建設株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣（以下、「建設機械等の提供等」という。）に關し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、吉野川市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、建設機械等の提供等を必要とするときは、乙に対し建設機械等の提供等を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

- 第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に建設機械等の提供等を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により建設機械等の提供等を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供する建設機械等）

- 第3条 乙が甲に提供する建設機械等は、別表1に掲げるもののうち、乙が要請を受けた時点で提供可能なものとする。

（派遣する運転士）

- 第4条 乙が甲に派遣する運転士（以下「運転士」という。）は、前条の建設機械等を操縦する資格を持つものとし、災害現場において、甲の依頼による乙の指示に従い、建設機械等による応急復旧・災害救助活動等に従事するものとする。
- 2 運転士は、この協定による応急復旧・災害救助活動等が人命身体等に影響を及ぼすことを認識し、建設機械等の操作については特に注意をはらわなければならない。

（建設機械等の運搬及び引き渡し）

- 第5条 甲は、要請した建設機械等の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの建設機械等の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 前項の規定による建設機械等の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

- 第6条 甲は、乙が建設機械等を提供する場合には、当該建設機械等及びその運搬車両に対し、

緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

(守り)

(費用の負担)

- 第7条 乙が提供した建設機械等の提供等に係る費用は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

第1：
を終

(補償)

- 第8条 建設機械等の提供等の期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。
- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両保険等が適用される場合の取扱いは、第9条の規定による。
- (3) 派遣する運転士が応急復旧・災害救助活動等のため死傷もしくは疾病にかかり、または重度の障害を負った場合は、乙の労働者災害補償で補償を行うものとする。

(そ
第1：
乙協
上
所持
令和

(車両保険等の扱い)

- 第9条 乙は、建設機械等の提供等にあたり、乙の負担により自賠責保険、任意保険及び損害保険等に加入するものとし、甲は提供等の期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項の保険の適用を受けるに際し、かかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（その上所持令和）

(資料の交換及び情報交換)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

(平常時からの相互協力)

- 第11条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに建設機械等の提供等ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

（その上所持令和）

(訓練等)

- 第12条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定による活動上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

(協定の効力)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年 2月 25日

甲 吉野川市

吉野川市長

原井 敬



乙 徳島市入田町安都真29番地

松村重機建設株式会社

代表取締役 松村芳紀



様式 1 (第 1 条関係)

年　月　日

松村重機建設株式会社
代表取締役　松村芳紀　様

吉野川市長

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣要請書

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定書第 1 条に基づき、次の通り要請します。

必要とする建設機械等 (運転士の派遣を含む)	台数	引渡場所	引渡日時	備考

様式2（第2条関係）

年　月　日

吉野川市長　様

松村重機建設株式会社

代表取締役　松村芳紀

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣実績報告書

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定書第2条に基づき、次の通り提供した建設機械等およびその運転士の派遣の実績について報告します。

必要とする建設機械等 (運転士氏名・生年月日)	台数	引渡場所	引渡日時	備考
()				

別表 1

災害時に提供等を要請する建設機械等			
クレーン車輛	型式	メーカー	台数
220 t オールテレーンクレーン	ATF220-N.5.1		1
200 t オールテレーンクレーン	AR2000M II		1
100 t ラフタークレーン	GR1000-N		3
70 t ラフタークレーン	GR700	タダノ	2
60 t ラフタークレーン	GR600		2
50 t ラフタークレーン	TR500		2
25 t ラフタークレーン	TR250・GR250		7
16 t ラフタークレーン	TR160・GR160		2
13 t ラフタークレーン	GR130・MR130	タダノ・カトウ	2
12 t ラフタークレーン	GR120	タダノ	1
5 t ラフタークレーン	U-FD3WDAD	日野	1

トラック・トレーラー	メーカー	最大積載量	台数
トレーラーヘッド	いすゞ・日野		7
高床トレーラー	東急・トレクス・日野	27.7 t	5
中低床トレーラー2990 mm	東急	29 t	1
低床トレーラー2990 mm	東急・ユソーキ	30 t	2
低床トレーラー3300 mm ポールトレーラー	東急	37.5 t 13.9 t	2 1
15 t 低床トラック	日産	15 t	3
14 t トラック	いすゞ	14.1 t	2
13 t トラック	いすゞ・日野・日産	13.6 t	3
11 t トラック	いすゞ	11 t	5
8 t トラック	日野	8.4 t	2
4 t トラック		3.45 t	1
12 t ユニック 12 t ユニック付セルフ	三菱	10.2 t 10.3 t	1 2
10 t ユニック付セルフ		9.7 t	2
8 t ユニック	いすゞ	7.6 t	1
5 t ユニック	日野	4.35 t	1

4 t ユニック		2.2 t	1
2 t ユニック	三菱	2 t	1
2 t ダンプ	いすゞ	2 t	1
2 t パワーゲート	三菱	2 t	1
29 人乗バス送迎用			1
ハイエース送迎用	トヨタ		1